平成29年第1回羽村·瑞穂地区学校給食組合 議会(定例会)会議録

平成29年2月21日(火)午後1時30分より、平成29年第1回羽村・瑞 穂地区学校給食組合議会(定例会)を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議 室に招集した。

- 1. 出席議員 6 名
 - 栄 村山正利 1 番 山崎 2 番 浜 中 3 番 高 田 和 登 順 4 番 5 番 水 野 義 裕 6 番 百 森
- 2. 欠席議員 0 名
- 3. 出席者

心 管 理 者 並 木 副管理者 石 塚 幸右衛門 教育長 桜 沢 修 会計管理者 小 林 宏 子 事務局長 潔 小 机 良 博 給食課長 桶田 庶務係長 野 貢 一 管理給食係長 志 数 橋 本 正 庶 務 係 瀧島淳介

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 平成28年度羽村·瑞穂地区学校給食組合補正予 日程第5 算(第2号)

日程第6 議案第3号 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算

日程第7 議案第4号 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る 経費の組織市町暫定分賦金の決定について

議案第5号 教育委員会教育長の任命について 日程第8

日程第9 議員派遣について ○議 長(村山正利) 皆さん改めましてこんにちは。定刻前でございますけど も、皆さんおそろいでございますのでただいまから始めさせていただきます。 ただいまの出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回羽村・瑞穂 地区学校給食組合議会(定例会)を開会いたします。

議事日程に入る前、管理者からの発言の申し出がありますので、これを 許します。並木管理者。

○管理者(並木 心) 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しを いただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(定例会)を 招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、瑞穂町、羽村市、 それぞれの市町の3月定例会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠に ありがとうございます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、 安全で安心な給食を提供できておりますことに重ねて御礼を申し上げさせて いただきます。

さて、本年度、28年度は当組合において、第1センターでは超高圧食缶 洗浄機の交換、第2センターでは、昇降式消毒保管機等を交換して作業の 効率化や衛生管理のさらなる徹底を図り、安全で安心な給食の提供に努めて おります。

また、学校給食ポスターコンクールや栄養教諭による食育指導等も実施し、 食育を推進してまいりました。

学校給食の果たす役割がますます高まっている状況の中で、昨今立川の報道があったところでございますけれども、今後、徹底した衛生管理と効率的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件は、平成29年度羽村・瑞穂地区 学校給食組合予算(案)など5件であります。いずれも重要な案件でござい ますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、挨拶と させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長(村山正利) 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程(第1号)のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、

1番 山﨑 栄 議員、

3番 高田和登 議員

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と 決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会での議場につきましては、登壇すべき演台がございませんので、 自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

初めに3番 高田和登議員。

○3 番(高田和登) 通告に従い、「学校給食におけるノロウイルス対策」に ついて質問させていただきます。

本年1月29日に読売新聞の朝刊によりますと、和歌山県御坊市立の幼稚園4園と小学校6校、中学校5校、そのうち1校は組合立で日高川町の園児や児童・生徒、教員が、計719人が下痢や嘔吐などの症状を訴え、同県、28日、重症者から採取した検体からノロウイルスが検出されたと発表いたしましたとのことです。御坊市は給食センターで給食を一括調理しております。

羽村・瑞穂地区学校給食組合におけるノロウイルス対策は万全であると 考えますが、念のため文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準に照らして 適切な管理が実行されているかを再確認したいと考えます。

通告を読みます。

- (1) 学校給食衛生管理基準の7ページには、「二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上」加熱されていることを確認し、「その温度と時間を記録すること。さらに、中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。」と記載されております。
- ①二枚貝等の加熱温度と時間は記録しておりますか。
- ②「本基準に基づく記録は、1年間保管すること」と15ページには記載されていますが、記録は1年間保存されておりますか。
- ③「中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。」と記載されています。ここで言う「定期的な検査」とは『学校給食における食中毒防止Q&A』のV、その他の質問2によると「半年に1回は必ず較正をする必要があります。」

「較正」とは比較の較に正しいという字を書いてコウセイと読み、 測定値なんかを比較する作業のことを言いますが。

「正確には標準温度計を使用して温度計の精度を検定します。ただし、標準温度計でも較正が必要となることから、3年に1回は国家検定を受ける必要があります。」と記載されています。半年に1回の較正を実施していますか。また、標準温度計は3年に1回の国家検定を受けて

いますか。

- (2) 万が一、ノロウイルスによる食中毒事故が発生した場合、羽村・瑞穂 地区学校給食組合としてどういう対策を取るかについて「二次感染防止 マニュアル」を作成しておくことが必要と考えますがいかがでしょうか。
- (3) 愛知県尾張旭市では「調理従事者は、10月から3月までの間、 リアルタイムPCR法によるノロウイルス検査を毎月1回実施して います。」とのことですが、羽村・瑞穂地区学校給食組合でも実施すべき と考えますがいかがでしょうか。

以上で通告による質問を終わります。

- ○議 長(村山正利) 桜沢教育長。
- ○教育長(桜沢 修) 3番 高田和登議員のご質問にお答えします。

初めにご質問の1項目め、「学校給食におけるノロウイルス対策」についての1点目、「学校給食衛生管理基準の7ページには『二枚貝等、ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上』加熱されていることを確認し、『その温度と時間を記録すること。さらに、中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。』と記載されている」のお尋ねのうち、「二枚貝等の加熱温度と時間は記録しているか」についてですが、給食センターでは果物を除く全ての食材について、85℃以上で90秒以上加熱しており、献立ごとに加熱温度と計測時刻を記録しています。

次に「『本基準に基づく記録は、1年間保存すること』と、15ページには 記載されているが、記録は1年間保存されているか」についてですが、記録に ついては3年間保存しております。

次に、「中心温度計について、半年に1回の較正を実施しているか、また標準温度計は3年に1回の国家検定を受けているか」についてですが、第1、第2センターで使用する中心温度計6本については、文部科学省の独立行政法人である日本スポーツ振興センターが発行する『学校給食における食中毒防止Q&A』に、標準温度計を使用しない較正方法として、氷水と沸騰水を交互に計測し、誤差がないことを確認する方法が記載されておりますことから、この方法に基づき随時確認しています。また、温度計に誤差が生じた場合は直ちに交換をしています。

次に2点目、「万が一ノロウイルスによる食中毒事故が発生した場合、どういう対策を取るか」についての、「二次感染防止マニュアルを作成しておくことが必要と考えるがいかがか」についてですが、二次感染を防止するため、給食時間中に児童・生徒が嘔吐した場合の食器、食缶等の処理方法や、返却方法、返却された食事器具の処理方法や、使用した白衣の消毒方法などを記載したマニュアルを作成しております。このマニュアルについては毎年見直しを行い、全職員及び学校等へ周知しております。

次に3点目、「愛知県尾張旭市では、『調理従事者は、10月から3月までの間、リアルタイムPCR法によるノロウイルス検査を毎月1回実施しています』とのことであるが、羽村・瑞穂地区学校給食組合でも実施すべきと考える

がいかがか」についてですが、学校給食衛生管理基準には、ノロウイルスを原因とする感染症疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有しないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど、適切な処理を取ることと規定されておりますが、給食センターでは症状の有無に関わらず、全職員を対象に、全国的に発生件数が増加となる12月から3月までの間、高感度の検便検査であるRT-PCR法を月1回実施しております。なお、今後においても学校給食衛生管理基準に基づき、ノロウイルス対策に万全を期してまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議 長(村山正利) 3番 高田議員。
- ○3 番(高田和登) ご答弁ありがとうございました。ノロウイルス汚染のあるというか、二枚貝というのはかなりその加熱温度を高くしなければいけないというようなことが必要があるようなんですけどね。二枚貝というとカキフライにしてもですね、アサリとかシジミとか、そういう、私たちが普通に食べているものも二枚貝に入るんですけれど、特にこの加熱温度を特に高くしているような調理を学校給食組合としてはされているのでしょうか。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 今二枚貝の話ですが、センターでは二枚貝、例えば アサリ、シジミ、ホタテの貝柱などがございますが、その二枚貝に関しては 使用してございません。

ただ一方で、使用してなくてもですね、使用した場合は加熱温度は一般的なものより高く加熱する必要があると基準ではうたわれていますが、センターでは使用しておりませんが、その二枚貝を使用したときと同じ加熱温度で、加熱することで安全の確保を図っているという状況でございます。以上です。

- ○議 長(村山正利) 3番 高田議員。
- ○3 番(高田和登) わかりました。これからもそういう形でお願いいたします。

御坊市のですね、その後の状況を見てみますとですね、「ノロウイルスGII型」が検出された経緯につきまして、市長・教育長が市民向けにお詫びの文書を出すということで大変なことになったわけですけども、対策方法を実施して二次感染を防止するところまでいったということです。

2月17日というんですから、ちょっと前ですけれど、食中毒の終息を宣言し、3月中には給食を再開するというような状況です。食中毒の原因食材は磯あえというもので、料理の中心部が85℃から90℃で、90秒以上加熱する基準どおりの温度で調理していたそうです。料理はしてあるんですけれど、料理を冷やしてですね、冷却して、各学校に配送するために食缶に入れるまでの過程でノロウイルスが混入したというようなことなんですね。

そういうことを考えるとですね、中心温度計がですね、国際標準とか、その 国際標準に照らしていたとかいう基準では、最初の通告の質問をしたんですけ れど、今回の事例は温度計の正確性というのは余り問題ではなかったと。 どちらかというとですね、料理を冷却後、その配送用の缶に移す過程でノロウイルスが混入したとなると、この中での対策を強化する必要があるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 御坊市の関係でございますが、現在給食センターでは調理員等が、衛生管理等に関して注意する事項につきまして、マニュアルを作成してございます。そのマニュアルにつきましては毎年更新していまして、毎年その度に職員に周知し、衛生管理の徹底を図っているところでございます。

今回御坊市の、磯あえに該当する当センターの献立は茹で野菜とか、 おひたしなどがございますが、その際の調理等の注意事項につきましても、 今申し上げましたマニュアルに取扱いの注意事項が記載してございます。

昨日、その御坊市のことを例に上げまして、そのマニュアルの取扱事項を 徹底するように改めて指導したところでございます。

なお、ノロ対策の強化ということでございますが、先ほども申し上げましたが、症状の有無にも関わらず、全職員に対して高感度の検便検査を行っております。また手洗いを行うことや、特にこの時期ですね、手洗いや加熱処理の確認などを含めて、衛生管理の徹底を今後とも図っていきたいと考えております。

具体的な内容でございますが、そのものを扱うとき、茹で野菜を扱うときに 調理員はマスクをします。

まず調理員の、その作業するときの服装とかいうことでまずマスク、あと エプロンの装着、あと加熱前後ですね。食材を入れる器具の区別を行う。今の は冷却後ですが。冷却したあとにその食缶に移すときに、その移す器具は熱風 消毒したボールを使うとか、あとその盛りつけの際は手洗いを行った上に、 更に手袋、使い捨ての手袋でございます。新品の使い捨て手袋を使用しまして、 アルコールで更に消毒しまして取り扱うというようなことがマニュアルに 写真つきで記載してございます。そういった、今申し上げたマニュアルを写真 つきのものを昨日も徹底するよう指導したところでございます。以上です。

- ○議 長(村山正利) 3番 高田議員。
- ○3 番(高田和登) 冷やしてからその移す過程というのがですね、多分盲点になっていると思っているんでね、ぜひこの辺、今おっしゃられたようなその対策をですね、かなり徹底してやっていただき、絶対にノロウイルスを発生させないというようなことをお願いしたいと思います。

本日までにですね、新聞報道によると、立川市学校給食共同調理場で、2月17日にですね、つくられた給食で969人の児童と教職員が嘔吐や腹痛などの症状を訴えているとのことでございます。

原因がノロウイルスかどうかは現時点では不明なんですけれど、学校給食センターがですね、このたび、ひとたびですね、食中毒事故を起こせば大きな社会問題になります。この事故についてはですね、羽村・瑞穂地区学校給食組合としてはどのようにそれを考えているかをお聞かせいただきたいと

思います。

- ○議 長(村山正利) 3番の高田議員の質問につきましては通告にございませんが、関連性があるもので、議長において質問を許可いたします。 それでは答弁を求めます。事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 立川市の関係につきましては、私どもの方も新聞報道 で確認したところで、非常に驚いているところでございます。

内容を確認しましたところ、ウイルス検査に関しましてはおそらく今日中に結果が出ると。あと細菌検査は今週中いっぱいぐらいかかるそうでございます。立川市の給食センターは非常に最新の設備で起きた事故でございまして、そこでもおそらく原因というのはヒューマンエラーなのかなとは思いますが、いずれにしても今週中に結果が出るわけでございますので、その結果を踏まえて、衛生管理基準の徹底を職員に対して行っていきたいと、そういうふうに考えております。

- ○議 長(村山正利) 3番 高田議員。
- ○3 番(高田和登) どうもありがとうございました。今回の質問を契機に ですね、今後食中毒事故は絶対に起こさないという決意を新たにしていただき たいと考えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議 長(村山正利) 一般質問を続行いたします。 次に4番 浜中 順 議員。
- \bigcirc 4 番(浜中 順) それでは通告に従いまして、1点の質問をさせていただきます。
 - 1 給食における食物アレルギー対策について

食物アレルギーのある児童・生徒は、この10年間で2倍になったと 言われています。学校給食で具体的対策を取るべきと考えます。

前回の11月議会に引き続き質問をさせていただきます。

- (1) 給食組合では、羽村市、瑞穂町のアレルギーのある児童・生徒数を どのように把握していますか。この10年間にどのように変化しています か。
- (2) アレルギーを起こす食べ物ですね。アレルゲンが献立にある日、自宅から代わりとなる食べ物を持参している児童・生徒数は何人ですか。また、代わりとなるものを持ってくる必要があるのに、持ってこられない児童・生徒の状況はいかがですか。
- (3)前回議会でも明らかになったように、あきる野市ではパンを外注して、アレルギーのある児童・生徒に限定して特別なパンを提供しています。 給食組合で実施する場合、どのような課題がありますか。
- (4) 福生市では、アレルギーのある子どもたちには、アレルゲンのない デザートを提供しています。給食組合でも同様にすべきと思いますが いかがですか。
- (5) 青梅市、あきる野市では、アレルギーのある子どもたちと保護者が、

栄養士と面談を行っています。給食組合でも行っていますか。行っていなければ行うべきと思いますがいかがですか。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議 長(村山正利) 桜沢教育長。
- ○教育長(桜沢 修) 4番 浜中 順 議員のご質問にお答えします。

初めにご質問の1項目め、「給食における食物アレルギー対策について」の1点目、「給食組合では、羽村市、瑞穂町のアレルギーのある児童・生徒数をどのように把握しているか。この10年間にどのように変化しているか」とのお尋ねですが、食物アレルギーのある児童・生徒の保護者は各学校に食物アレルギー対応申請書を提出することにより、給食センターから調味料を含む全ての食材料を詳細に記した月ごとのアレルギー献立表を受け取ります。このアレルギー献立表を配布している児童・生徒数については過去9年間の人数を把握しており、児童・生徒、双方とも羽村市及び瑞穂町を合わせた人数を申し上げさせていただきたいと思います。

まず児童数ですけども、平成20年5月1日現在、5,471人のうち、アレルギー献立表の配布人数は39人、全体の0.7%となっています。

平成28年度については、5月1日現在、4,616人のうち、アレルギー献立表の配布人数は91人、全体の1.97%となっています。

同じく生徒数については、平成20年5月1日現在、2,595人のうち、 アレルギー献立表の配布人数は26人、全体の1%となっています。

平成28年度については、5月1日現在、2,438人のうち、アレルギー献立表の配布人数は36人、全体の1.48%となっています。

また、児童と生徒を合わせた人数では平成20年5月1日現在、8,066 人のうち、アレルギー献立表の配布人数は65人、全体の0.81%となっています。

平成28年度については、5月1日現在、7,054人のうち、アレルギー献立表の配布人数は127人、全体の1.80%となっています。

次に2点目、「アレルゲンが献立にある日に、自宅から代わりとなる食べ物を持参している児童・生徒数は何人か。また、代わりとなるものを持ってくる必要があるのに、持ってこられない児童・生徒の状況はどうか」についてですが、まず、自宅から代わりとなる食べ物を常時持参してくる児童は羽村市が5人、瑞穂町が3人、合計8人となっています。

献立の内容によって持参する日がある児童については羽村市が12人、瑞穂町が5人、合計17人となっています。

生徒については常時持参する者が羽村市と瑞穂町、それぞれ1人、合計2人 となっています。

献立の内容によって、持参する日がある生徒については、羽村市が3人、 瑞穂町はおりません。

また、代わりとなるものを持ってこられない児童・生徒の状況については、 羽村市、瑞穂町、双方ともそういった児童・生徒はいないと聞いています。 次に3点目、「あきる野市と同様にアレルギーのある児童・生徒に対し、外注して特別なパンを提供する場合、給食組合としてどんな課題があるのか」

及び4点目、「福生市ではアレルギーのある子どもたちには、アレルゲンのないデザートを提供している。給食組合でも同様にすべきと思うがどうか」については関連がありますので合わせてお答えいたします。

アレルギーのある児童・生徒に対し、パンやデザートなどの代替食を提供することは重要であると認識しております。現段階において保護者や学校からアレルゲンを除去したパンやデザートを提供することについての要望は届いておりませんが、今後も代替食の提供については保護者及び学校のニーズの把握や、安全性を最優先した提供方法について、羽村市及び瑞穂町の教育委員会、各学校などと連携し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に5点目、青梅市、あきる野市ではアレルギーのある子どもたちと保護者が栄養士と面談を行っている。給食組合でも行っているのか。行っていなければ行うべきと思うがどうかについですが、本組合においては学校を通じて保護者の希望により、保護者、学校、給食センターによる三者面談を行い、食物アレルギーの原因食品名や症状などを伺うとともに、給食センターからアレルギー献立表を説明し、情報共有を行っております。今後においても引き続き面談を行い、アレルギー献立表を配布することなどにより、児童・生徒がアレルゲンを食さないよう、安全性を最優先した対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

- ○議 長(村山正利) 4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) ちょっとうっかりしてごめんなさい。

児童・生徒と分けてやっていただいたんですけど、ちょっとそういう頭の 切替え、パッとできていなくてごめんなさい。生徒の方の28年度の羽村・瑞穂の人数、もう一度お願いできますか。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 28年度の総数ということで、中学校の生徒の総数と いうことで。

(「総数とアレルギーの数。」と呼ぶ者あり)

- ○事務局長(小机良博) では総数が2,438人、もう一方の数字が36名。 (「羽村。」と呼ぶ者あり)
- ○事務局長(小机良博) 両方合わせた数字が36名でございます。 (「何%ですか。」と呼ぶ者あり)
- ○事務局長(小机良博) 1.48です。
- ○議長(村山正利) 4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) 私が調べたところによると、アレルギーの対象者という のが文部科学省のデータだと思いますけども、小中で4.5%前後なんですね。 というふうに私は調べたんですけども。そしてちょっとそうするとね、その差 があり過ぎるかななんて思っているんですけど。

多少、ちょっとずれますけども、それにしてもね、パーセンテージがね、 うんと違うなというふうに感じるんですけども、その点、もし何か考えること があればお願いします。よろしくお願いします。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長 (小机良博) 今4.5、小学校、中学校合わせて4.5ということでしょうかね。それとも。
- ○議 長(村山正利) 4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) 小学校がちょっとうろ覚えで申しわけないんですが、4.3とか、中学校が4.7とか。大体4.5%前後ですね、感じで。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 今の数字聞いても、ちょっと数字がですね、普通は 中学の方が少ない、下がってくるんです。一般的には。

先ほども申し上げたとおり、小学校と中学校ですと、28年度ですと、うちの方は献立表を配布している人数でお答えしてますが、28年の数字で言うと、小学校が91名、中学校が36名、3分の1までいきませんが、中学の方が間違いなく下がってくる。

ですから今議員おっしゃったのはちょっと数字が何でなのかなと、疑問に思うところでございますが、総数に対するパーセントというのは、うちの方で今把握しているものは献立表を配布した人数ということでございますから、例えばアレルギーのその強弱というか、何て言うんですか、その程度が献立表を取って、例えばその除去するとか、必要がない子どももアレルギーを持っている子どもはおりますね。あとアレルギーっていろんなアレルギーがありますよね。今うちの方で申し上げたのは食物アレルギーですので、おそらく今4.3と4.7というのは何のアレルギーなのか、食物アレルギーなのかどうなのかなというのはちょっとわからないところでございます。以上です。

- ○議 長(村山正利) 4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) 食物アレルギーには間違いないと思っているんですけど も、でもこれ、やっているのも、すみません。何で私がこの質問をさせていた だくかということを申し上げますと、私8年前まで現場にいまして、ちょっと こういうことがあったんですね。

中学生なんですけども、その当時はそんなに対象者が多くなかったんです。 中学生でやっぱり特別に自分が持ってくるというのがなかなか周囲の目なん かで、持ってきにくいということで、我慢するわけですよ。要するに食べられ るものしか食べられなくて、放課後たまたまですね、生徒会活動の中で、私が ある生徒がカーテンの隅でこっそりおにぎりを食べている。それをかなり ガーンと叱りつけたんですね。よくあとで調べてみたら、その子はそういう アレルギーでという、そういうことが起こらないようにしてほしいなという、 そういう願いですね。

今では現実にはどうなっているか十分に調べてないんですけども、実際に 中学生なんかはやっぱり周囲の目を気にして、だんだんアレルギーについては 見方は変わってきていると思うんですけど、寛容になってくる。生徒仲間でも 寛容にはなってくると思うんですけども、やっぱり気にする子にとっては代わ りのものを持ってきにくいとか、そういうふうに感じちゃう子もいるかなって 思うんです。そういう子たちは、やっぱり日常の中学校生活を空腹の中で、 毎日ではないんですけども、過ごさざるを得ないという、そういう状況が 生まれかねないというので、ぜひそういう場面がないな、なければいいなと いう、そういう願いで質問をしておりますので、よろしくお願いします。

では、(3)の方に、3項目め、4項目めの方に移りますけども、これ給食組合の方としてはもうこれはすぐそういうパンを発注しようと思えば発注できると思うんですけども、学校側で実際に何かいろいろと大変な課題があり得るかどうか。給食センターの方はそういう、実際にはそういう実態を知らないので、これ実際の教育委員会と給食組合が合わさった問題で、大変恐縮なんですけども、そういう学校側でこの課題を進めていくときに特別なパンを使うというふうになったときに、どういう課題があるかというのを聞いていらっしゃるか。それで結構です。それでお答え願いたいと思います。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) この課題につきましては、今後羽村・瑞穂教育委員会 と連携して掌握していきたいと考えておりますが、現在はその課題については 聞いておりません。以上です。
- ○議 長(村山正利) 4番 浜中議員。

場所の設定の問題をどのようにされているか。

- ○4 番(浜中 順) ぜひよろしくお願いしたいと思います。 5項目めですけども、栄養士の面談の件ですけども、この面談の仕方ですけども、どういう形で希望者とかに面談をなさっているかということで、例えば何日の何時でとか場所、そういう回数等を、場所の設定の問題です。日にちと
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) まず日にちでございます。議員が心配されているのは、例えばうちの方が都合を言って、保護者の都合が悪いとか、そういうことを 心配されているかと思うんですが、全て保護者の都合を先に聞きまして、 それに学校とセンターが日にちを合わせるような形を取ってございます。

ですから複数、仮に都合が合わない場合はまた再度聞きまして、必ず面談できるような態勢を取ってございます。また場所につきましては学校で行うような形を取ってございます。以上です。

- ○議 長(村山正利) 4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) それでは希望者全員にちゃんと行えるような体制で 行っていただけるということですね。確認です。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) おっしゃるとおりでございます。
- ○議 長(村山正利) 以上で一般質問は終了いたします。 次に、日程第4、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。本案は東京都人事委員会勧告等を勘案し、職員の給与を改定するため、条例の一部改正を実施した組織市町の動向に合わせ、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。お手元に配付しております議案書並びに1号議案資料をご覧ください。

平成28年東京都人事委員会勧告では、東京都の職員の直近の1年間に支給された期末・勤勉手当の支給実績が、民間の支給月数を下回る公民較差が生じていることとし、これを是正するため、職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるとともに、大学卒の初任給について、人材確保の観点から国と同額に引き上げるべき勧告をしております。

また、制度改正として、上位級との職責差を是正する観点から、行政職給料表(1)の1級を見直すとともに、都内民間事業所における家族手当の支給 状況等を勘案し、配偶者や子にかかる扶養手当の額等の見直しもあわせて実施 することとしております。

当組合の職員給与につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に 準じて運用してきておりますことから、羽村市と同様の改正を行おうとする ものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、勤勉手当の支給月数の改正につきましては、平成28年12月1日から適用し、一般職給料表(1)、大学卒の初任給及び扶養手当の額等の改正については、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長(村山正利) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたしま す。

これより、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり 可決されました。 次に、日程第5、議案第2号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) それでは議案第2号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校 給食組合補正予算(第2号)」につきましてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものであります。

補正の内容ですが、歳出予算について、事務所費の組合事務所費は67万5,000円増額し、1億1,061万6,000円とするものであります。

次に教育費の保健体育費は523万2,000円減額し、2億9,843万7,000円とするものであります。

次に予備費は455万7,000円増額し、736万9,000円とするものであります。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 議案第2号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組 合補正予算(第2号)」の詳細につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、事務所費の一般管理費でございますが、給料は昇給月の延伸により 10万1,000円を減額し、職員手当等は勤勉手当の支給率配分の変更に 伴い41万8,000円を増額、共済費は昇給月の延伸により職員共済組合 負担金を29万2,000円減額するものでございます。

賃金は職員の産休取得に伴い、産休育休代替臨時職員を雇用するため、 19万7,000円を増額するものでございます。

需用費の法規追録代は、条例改正件数の増により、追録数がふえたため、45万3,000円を増額するものでございます。

次に教育費の保健体育費の学校給食費につきましては、523万2,000 円の減額でございます。

まず報酬は、調理補助嘱託員の欠勤により61万5,000円を減額するものです。

給料は、昇給月の延伸により、16万2,000円を減額するものです。

職員手当等は、支給率配分の変更に伴う勤勉手当の増額、職員の退職に伴う 退職手当組合特別負担金の増額などにより、384万2,000円を増額する ものです。

共済費は、職員共済組合負担金を、昇給月の延伸により19万4,000円減額し、臨時職員等社会保険料等は、調理補助嘱託員の欠勤等により18万7,000円減額するものです。

役務費の手数料、食品検査手数料は検体数の増により10万9,000円を 増額するものです。 委託料及び備品購入費は契約差金を減額するものです。

最後に予備費でございますが、今回の補正により減額となります455万7,000円を増額し、736万9,000円とするものでございます。

以上で、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)の 説明を終わります。

- ○議 長(村山正利) 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。 これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。6番 森議員。
- 〇6 番(森 亘) 1点確認したいんですが、今欠勤があったという話で 61万5,000円ということで、結構金額が大きいかなと思うんですが、 欠勤の主な理由ですね。

それからその欠勤された分をどのような感じでリカバリーされたのか。ほかにしわ寄せがなかったのか。これについて教えてください。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) まず欠勤の理由でございますが、嘱託員が夏でしたか。 野球をやっていまして、骨折をしてしまいました。腕をですね、骨折をして しまいまして、それで欠勤ということでございます。

あともう1点、リカバリーの関係でございますが、職員がその分対応しまして、影響ないように取り組んだところでございます。以上です。

- ○議 長(村山正利) 6番 森議員。
- ○6 番(森 亘) ありがとうございます。そうすると、そういう漏れがないように対応したということなんですが、それによって職員の手当とか、そういったところの影響額はなかったということでよろしいんですか。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 今の職員の中には臨時職員もおります。例えばその 臨時職員も一般的には午前と午後、別々なんですね。3時間勤務で、午前の 臨時職員さん、あと午後の臨時職員さんと分けているんですが、午前の方で 午後出られる方。あと午後の方で午前出られる方、そういう方も募りまして、 影響がないように取り組んだということでございます。
- ○議 長(村山正利) 5番 水野議員。
- ○5 番(水野義裕) 欠勤はどのくらいにわたったんですか。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 52日でございます。正味ですね。
- ○議 長(村山正利) 5番 水野議員。
- ○5 番(水野義裕) 2か月ぐらい休んだわけですか。そして改めてお伺いしたいんですけど。

回っていたのか、こういう話になりかねない。ちょっとそれはいいです。すみません。

差金が700万円、800万円ぐらい。大きいもの、どんなものが、その 差金の発生した、それぞれに1、2項目ずつちょっと教えてください。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) まず備品の方から、これここに約580万ってございますが、超高圧洗浄機の下洗い用シンクが345万6,000円、あともう一つ昇降式の消毒保管機がですね、178万2,000円、大きな備品は以上でございます。
- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) 委託料についてでございますが、委託料は給食配送 業務委託料を224万6,280円が主なものでございます。
- ○議 長(村山正利) 5番 水野議員。
- ○5 番(水野義裕) 余り突っ込んでやりたくないんですけど、結局その最初 の見積りよりは安く、実際は安く済んだということなんですか。ちょっとその 点からお答えいただきたいんですけど、予算の立て方に影響するかと思って 伺いますが。
- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。 当初の予算金額より競争入札の関係で、競争入札を行っておりますので、 価格が安くなって、安くというか低くなっております。以上でございます。
- ○議 長(村山正利) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議 長(村山正利) これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議 長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第2号)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

次に、日程第6、議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) それでは一括議題となりました、議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきましてご説明いたします。

初めに議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でありますが、平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,681万円で、前年度と比較し1,566万6,000円の減額となっております。

まず、歳入についてですが、羽村・瑞穂両市町からの分賦金は3億 8,671万1,000円で、歳入総額の97.45%を占めております。

繰越金については1,000万円、諸収入は9万9,000円となっております。

次に歳出ですが、議会費は84万1,000円、事務所費は1億974万8,000円、教育費は2億8,420万9,000円、公債費は1万2,000円、予備費として200万円でございます。

なお、人件費については 2 億 8 6 9 万 9 , 0 0 0 円で、前年度と比較して 1 , 2 4 5 万 1 , 0 0 0 円の減額となり、構成比率は歳出総額の 5 2 . 5 9 %となっております。

次に議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の 組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町がそれぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日 現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、平成29年4月1日現在の児童・ 生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるもので あります。

平成29年度、羽村市の暫定分賦金は2億4,610万3,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億4,060万8,000円とするものであります。

細部につきましては事務局長からご説明いたしますのでよろしくご審議の 上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) それでは、一括議題となりました議案第3号及び議案 第4号の細部につきましてご説明いたします。

初めに議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」につきましてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の8ページ、9ページをご覧ください。 平成29年度の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。 10ページ、11ページをお開きください。

第1款「分賦金」は3億8,671万1,000円で、前年度と比較して

165万1,000円の減額でございます。なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に第2款「繰越金」は、1,000万円で、前年度比1,400万円の減、第3款「諸収入」は9万9,000円で、第1項「預金利子」は2,000円、第2項「雑入」は9万7,000円でございます。

次に歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款「議会費」、「組合議会費」は、84万1,000円で、7万6,000円の増額でございます。隔年で実施しております先進地視察につきまして、議員改選の年にあわせて実施するため、平成29年度は関係予算を計上いたしました。

次に第2款「事務所費」の「一般管理費」は、1億969万2,000円で、 前年度比18万3,000円の減額でございます。

主な内容でございますが、給料、職員手当等及び共済費は、事務職員11名の給料等で、平成29年7月から職員1名が育児休業を取得することなどから、給料は前年度比185万3,000円の減額、職員手当等は勤勉手当の支給率の0.05月の増と、職員1名の定年退職による退職手当組合特別負担金の増額などから、54万5,000円の増額でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

共済費の職員共済組合負担金は、職員の育児休業取得により、15万2,000円の減額でございます。

賃金は産休育休代替臨時職員の雇用等により、前年度比187万円の増額でございます。

報償費は14万5,000円で、給食ポスターコンクールの関係経費及び、 職員提案表彰の報償金を計上したものでございます。

委託料は446万3,000円でございます。

主な内容ですが、施設の維持管理委託料のほか、ネットワークシステム保守 委託料などを計上したものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

第2項「監査委員費」は5万6,000円で、監査委員報酬等でございます。 次に第3款「教育費」の「教育総務費」「教育委員会費」は37万8,000 円で、教育委員会委員報酬等でございます。

18、19ページをご覧ください。

第2項「保健体育費」の「学校給食費」は、2億8,153万5,000円で、 前年度に比較して1,682万2,000円の減額でございます。

まず報酬は、1,623万5,000円で、前年度に比較して507万9,000円の増額です。

報酬のうち、嘱託員報酬につきましては、これまで調理師4名分、栄養士1名分を計上してまいりましたが、新たに調理師1名、栄養士1名分を追加計上したことによるものでございます。

次に給料、職員手当等でございますが、調理員13名分の給料等で、職員1名が本年3月末に退職したことにより、給料は前年度比439万3,000円の減、職員手当は職員1名の減と退職手当組合負担金の減額などにより、1,076万3,000円の減額です。

共済費は1,813万2,000円で、職員1名の減により、65万3,000円の減額です。

次に賃金は、給食調理補助の臨時職員賃金で、職員1名の減に伴い臨時職員を午前、午後各1名増員することなどによる156万6,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

備品購入費は給食用備品の買替経費で、第1センターでは電動缶切機、また第2センターでは2レーン高圧食器洗浄機など、いずれも老朽化した備品を買い替えるものでございます。

第2目「施設整備費」の維持補修等工事費は、緊急工事のほか、第1センター 調理場天井防塵ネット取替工事の費用を計上いたしました。

22ページ、23ページをご覧ください。

第4款「公債費」につきましては、前年度と同額でございます。

第5款「予備費」につきましては200万円で、前年度と同額でございます。 次に24ページから29ページは給与費明細書、30ページ、31ページに つきましては債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る 経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたし ます。

議案資料の議案第4号資料をご覧ください。

平成29年4月1日現在の児童・生徒数の見込みは、羽村市が4,450人、 瑞穂町が2,543人で、合計6,993人でございます。

したがいまして分賦金の負担割合は羽村市が63.64%、瑞穂町が36.36%で、分賦金につきましては、羽村市が2億4,610万3,000円、瑞穂町が1億4,060万8,000円、合計3億8,671万1,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定は、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数を もって算定しなおし、11月議会において決定していただくこととしておりま す。

以上で、「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町の暫定分賦金の決定について」の細部説明とさせていただきます。

○議 長(村山正利) ご苦労さまでした。以上で提案理由並びに内容説明は 終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番 高田議員。

○3 番(高田和登) 予算書のですね、21ページなんですけど、下から12 行目ですね。備品購入費ということで2,535万3,000円が計上されています。今ですね、お答え、細部説明で老朽化した備品の更新だということなんで、2点ほどあると伺ったんですけどね。

この2点でこの2,535万3,000円になるということでしょうか。もしならないよう、もっと大きいのがあるんでしたらそのあたり、ちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。

備品購入費 2,535万3,000円の主なものについてですが、先ほど局長の説明の中にもありましたが、第2センターの2レーン超高圧洗浄機食器自動供給装置下洗いシンクが 2,462万4,000円でございます。平成6年に購入し、使用年数の経過により、老朽化が進み、部品等が製造中止となっているものがあり、機械のトラブルなどに対応できない場合があるため購入するものでございます。

ほかに第1センター、第2センターともに、また老朽化により電動缶切機を 1台ずつ購入いたします。これ1台が11万8,800円でございます。

また、第2センターでスタッキングカート5台と、デジタル台秤1台を購入 するものでございます。以上でございます。

- ○議 長(村山正利) 3番 高田議員。
- ○3番(高田和登) 同じ、予算書の同じページの、21ページの一番下の行にですね、今あったんですけど、第1センターの調理場天井防塵ネット取替工事というのが書かれております。129万6,000円ですね。本当に必要なんだろうということで上げているんだろうと思いますけれど、もう少し詳しくですね、その必要性とかですね、内容とか、本当に必要なのか。来年じゃなくて、そのあたりをちょっとご説明いただきたいと思います。
- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。第1センター調理場天井防塵 ネット取替工事についてですが、天井防塵ネットは第1センターの天井につい た汚れの落下を遮断するために設置したものでございます。

平成20年度に取替をしておりますが、8年経過し、ネットの汚れが進んだ ために貼り替えるものでございます。

ネットにつきましては、幅1.8メートル、長さ14.5メートルのものを5本、汚れのたまる部分に設置し、天井からの落下を防ぐというものでございます。以上でございます。

- ○議 長(村山正利) ほかに質疑ありませんか。6番 森議員。
- ○6番(森 亘) それでは2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目なんですが、ページが19ページになるのかなと思うんですが、 先ほど話が出ました立川の問題もあって、あれはヒューマンエラーじゃないか という可能性が言われていましたけども、今度の29年度予算の中にもそう いうヒューマンエラーを抑止するための予算化、またはそういった事業という のは取り組まれるんでしょうか。また、内容があったらお示しいただきたいと 思います。

それから2点目なんですが、2点目は20、21ページについて、全般的な内容だと思うのですが、かなり先ほど高田議員も発言しているとおり、かなり施設の老朽化等は顕著になってきているんではないかと思うんですが、今回29年度予算策定に当たりまして、緊急事態に備えたですね、弾力的な予算配分とか、そういったことでの工夫、そういったのがセンターの方ではございますか。

- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。

まず、1点目でございますが、ヒューマンエラーの関係の予算化についてでございますが、ヒューマンエラーと申しますのは先ほど局長の方からも申し上げましたが、マニュアル等の徹底、職員の意識によるものがかなり大きなものを占めるところでございます。

そういった中で、手洗いの徹底ですとか、基本的なことをですね、実施していくとともに、検便検査手数料等もございますが、そういったものでいろいろなもの、ウイルスとかそういうのを未然に防ぐための検査等を実施していくということで、予算化は検便等が、検便がされております。

2点目の老朽化の対応でございますが、これにつきましては弾力的なことということで、平成28年度は備品等修繕料と施設等修繕料、これ修繕料になりますが、そこで緊急修繕というものを100万円ずつ計上させていただいております。

今年度につきましては、各300万円ずつですね、計上させていただいて、 急な修繕等に対応していきたいと考えております。以上です。

- ○議 長(村山正利) 6番 森議員。
- ○6 番(森 亘) それではまず1点目から伺います。これは検便等、さまざまな形で衛生面をチェックするということだったんですが、それと今いろいろ全国のですね、給食の中で、そういう食中毒というんですかね。そういうことが発生した事例というのを調べさせていただいたところ、比較的ですね、ノロウイルス系については対策しているんですが、サルモネラ菌に対しての対応というのは少し何だか、そこで起きている件数が多いということで、これ岐阜大の名誉教授の平井先生という、これ微生物学の専門家の方だそうですが、この方が調査したところ、いわゆる鶏の肉ですね。鶏肉、これを調べたところ、約、国内産の約20%にもう既にサルモネラ菌があるということで、どんなにですね、手洗いしようが何しようが、その肉を触った手で何かをしてしまったりとかすると、そこでもう発生してしまうということの危険性が指摘されているようであります。

したがいまして、私が危惧しているのは、そういう食品を取り扱う方自体は 衛生に大変気を使っているんでしょうけども、こういう鶏肉そのものに入って いる可能性がある場合にそれをどういうふうに、そういう危険性を回避するか ということについての指導徹底がなされているのかなというようなことが 気になったものですから、伺ったところでありますけども、この点について、 何か対応策があるのかどうか、伺いたいと思います。

それから備品購入につきましては、今年度そういった工夫がされているということでございまして、これについては大変高く評価したいと思いますので、そういった緊急事態に遭遇したときに、安全安心が届けられるようにぜひ頑張っていただければと思います。

1点目だけで結構です。

○議 長(村山正利) 1点目なんですけども、ここの18、19ページの 人件費に絡んでの質疑ということで、ちょっと一般質問的な要素も出てきた ので、答えられる範囲でよろしいですね。

答弁を求めます。給食課長。

○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。

サルモネラ菌のお話が出ましたけども、これはまずノロウイルスもそうなんですが、食材の加熱徹底をするということと、触った調理員につきましては、各作業の部分的な役割分担をしておりまして、例えば卵を割る作業員がいましたら、卵を割ったあとほかの食材を触ってはいけないというふうにマニュアルで規定されています。そういったマニュアルを周知徹底していくことで、触ったものが次の食材に移るようなことは防いでいるところでございます。以上でございます。

- ○議 長(村山正利) ほかに質疑ありませんか。4番 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) 予算書の21ページ、学校給食費の14使用料及び賃借料の過年度給食費未納者管理システム機器等賃借料のところに関連してですね、過年度給食費未納者数というのが、ここ5年ぐらいの人数を教えてください。それが1点。

それからこのシステムは、27年度には掲載されていなんですけども、28年度からのものかどうかというのを確認させてください。

- ○議 長(村山正利) 2点でよろしいですか。 (「はい。」と呼ぶものあり)
- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) 1点目にお答えいたします。平成23年度からの 過年度の未納者数でございますが、児童・生徒数でございます。平成23年度 は羽村市、瑞穂町の小中学生を合わせまして18人、24年度につきましては 17人でございます。25年度につきましては30人、26年度につきまして は55人、27年度につきましては、これ27年度の資料でございますので、 104人となっております。

合計では、5年間の合計でですね、224人ということでございます。 延べ人数でございます。

2点目についてお答えします。この過年度給食費未納者管理システムには

平成28年度の途中で入れたものでございますが、このシステムについては 以前からも継続しておりましたが、ここで加入者の個人情報をお守りするため に、スタンドアローンと言いまして、別のコンピューター、ネットワーク システムでないコンピューターの中の管理に移行しましたので、その関係で 28年度からそういった管理態勢をつくるためのシステムでございます。以上 です。

- ○議 長(村山正利) 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) 22年度18人と言われましたけども、27年度の、 その年度が終わった時点で、未納者は200何人というんですね。
- ○議 長(村山正利) 給食課長。
- ○給食課長(桶田 潔) お答えいたします。224人と申しますのは、23年 度から27年度までの延べ人数でございます。
- ○議 長(村山正利) 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) では、要するに毎年、毎年度それぞれ30人とか、50 何人とか、年度の終わりにはその数になってくるんですか、未納者って、確認です。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 今申し上げたのは、23年度分の給食費の未納者が何人、24年度の給食費の未納者が何人ということを申し上げたんです。23年度末の人数が何人ということではなくて、27年度末現在における、23年度の給食費を未納している者から27年度までの各年度の給食費を未納している者の人数を申し上げたということでございます。
- ○議 長(村山正利) その場で暫時休憩。

午後2時47分 休憩午後2時48分 再開

- ○議 長(村山正利) 休憩前に引き続き、会議を再開します。浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) この104名ということで、実際にね、それを処理する ためにコンピューターを駆使して、これ管理システムというのは使うわけです よね。年間33万幾らという、34万4,000円を使ってこれやるわけです よね。ちょっとね、私申しわけないんですけども、どうしてそういう、そんな に金がかかるのかというね、そのポイントを教えてください。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 先ほど金額で27年度分の給食費の未納額が163万ちょっとと申し上げましたが、累計しますと、9,900万、これかなり古いのもございますので、総額で9,900万。

人数におきましても古いのを全部入れれば、延べ人数で申し上げますが、 453名いるんですね。

その内容につきましては、また月ごとの金額が入っているか、入っていないか。そういう仕組みも管理するわけですから、当然この金額を、この金額で 人件費に置き換えた場合、システムを使った方が当然効率的で、安価ですから、 システムを導入しているということでございます。

- ○議 長(村山正利) 管理者。
- ○管理者(並木 心) 関連でちょっと、今のご質問の関連でお答えさせて いただきます。

未納そのものは、学校に在籍中の生徒さん、児童・生徒に対して、学校側が 未納、食べたものについては対価をきちんと払いましょうということで、 未納というものはまずはあり得ない形で交渉を学校でやっております。

卒業してしまったら、その子については授業とかそういう守備範囲から消えるので、本来は学校給食組合、そういう滞納処理とか、そういうような給食を配食することの執行機関でございますので、そういうのをやるところがないからお引き受けをしているという形でございますので、そういう意味で対効果とか、そういう給食未納問題について、本質的なところについて、学校給食組合ではそういう点では対応と言いましょうか、それを処理するために必要な器具を入れて、数をきちんと、未納者をなくそうと、この目的のためにやっていることでございますので、基本的に滞納しないで、みんな頑張ると、未納の方が一時ゼロというようなことも過去にも見ていただきますと、学校によっては未納ゼロのところがあったり、瑞穂ではゼロという月があったりとか、そういう動きがいっぱいありますので、そういう意味では学校給食が事業として、あるいは現場での、そういう形での滞納については、教育委員会及び学校給食組合にもありますけども、現場での、そういう形の対応をまずしていただいて、こういう未納がないという形の方向性を出していただければ、学校給食組合としては大変助かるというふうに思います。以上です。

- ○議 長(村山正利) 浜中議員。
- ○4 番(浜中 順) それにしてもね、そのシステムで104名の管理をするのに、年間34万4,000円というのが私、ストンとこないんですね。 どうしてそういう、そのポイントがもしわかれば教えていただきたい。 わからなかったらいいですけど。
- ○議 長(村山正利) 事務局長。
- ○事務局長(小机良博) 先ほども申し上げました。ちょっと繰り返しになりますが、27年度分の未納者が104名です。26年度分の未納者は55名、25年度は30名、それが24年度は17名と、その人のデータというのはそれなりに毎月入ったか、入っていないかを管理します。

それを仮に人の手で、エクセルか何かでやった場合は正確性だとか、とても じゃないけど、非常に効率的にできるものではない。そういうものだと思って おります。

今数字申し上げて、先ほど104というのは27年度のそれだけのものですから、それをずっと管理していくわけですね。1カ月入ればまたそこを消しこむとか、そういう作業、そういうシステムでございますから、人がやるよりも、まさに金額で、先ほど議員おっしゃいましたが、十分効果的な予算だと思っております。以上です。

○議 長(村山正利) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに 討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたしま す。

これより、議案第3号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の 件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

これより議案第4号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る 経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり 可決されました。

次に、日程第8、議案第5号「教育委員会教育長の任命について」の件を 議題といたします。

この際、桜沢教育長の退席を求めます。

(桜沢教育長退席)

- ○議 長(村山正利) 提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- ○管理者(並木 心) 議案第5号「教育委員会教育長の任命」につきまして ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27年4月1日に施行され、新たな制度として教育委員長と教育長を一本化 した新教育長を選任することとなりました。

新制度への移行時期については、改正後の法附則第2条において、現に在職する教育長の任期までは改正前の法に基づく制度として運用することが可能であるとされておりますことから、本組合においては、旧制度により運用してまいりました。

本年3月31日をもって現教育長である桜沢修氏の任期が満了となります

ことから、4月1日より新教育長制度に基づく教育長として、桜沢修氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をいただくため本案を提出するものであります。

桜沢氏の住所は、羽村市川崎四丁目3番21号、生年月日は昭和30年2月26日、任期につきましては平成29年4月1日から平成32年3月31日までであります。

桜沢氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第5号資料のとおりでありますが、本人は豊富な行政事務の経験に裏づけされた教育に関する優れた識見を有し、平成26年10月6日から組合教育委員会教育委員に就任され、教育長としてのその重責を担っておりますことから、適任であると考えております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。 ○議 長(村山正利) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号「教育委員会教育長の任命について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり 同意されました。

この際、桜沢教育長の除斥を解除いたします。

(桜沢教育長着席)

○議 長(村山正利) 次に日程第9、「議員派遣について」の件を議題といた します。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の 規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、 場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任を願いたいと思います が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任する ことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。